

厚木市史たより 第32号

令和7年(2025)3月1日

題字は渡辺崋山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

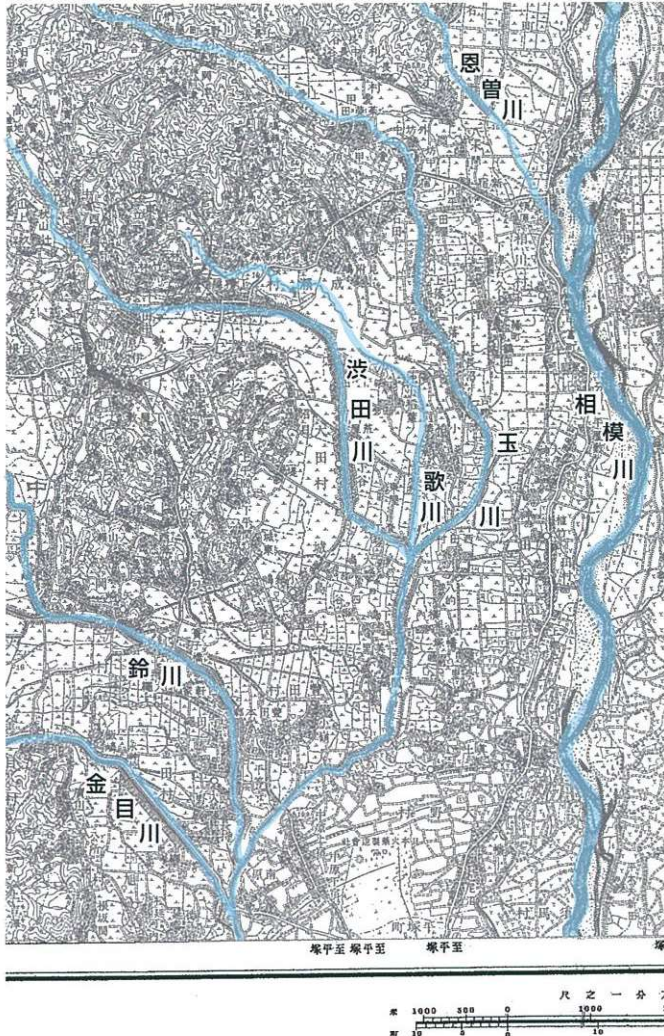


図1 河川改修以前の玉川の流路 五万分一地形図「藤澤」を改編
明治42年測図大正2年4月発行 大日本帝国陸地測量部

玉川の水害から河川改修へ

厚木市史編集専門委員会委員 井上 泰

1 昭和十六年七月の水害

昭和十六年(一九四一)七月十二日、前日来の降雨により玉川村小野(厚木市小野地区)を流れる玉川が増水し、堤防が決壊し、洪水被害が発生しました。家屋流失倒壊三十余棟、八名の人命が失われるという大きな被害となりました。昭和十六年七月十五日の『神奈川県新聞』の記事を次に示します。

惨たり豪雨のあと 流失倒壊算なく
小野部落で八名死亡

愛甲郡玉川村では、豪雨のため玉川が氾濫し、同村小野部落小瀬村ミヨ(四七)さん外七名の生命を奪った大惨事に逢ひ、厚木署から出動して田畑署長以下、署員の指揮を受け、警防団を始め各団体員の必死の努力により、十三日夕刻迄に全死体を収容すると共に罹災者を附近の農家や寺院へ収容、今後の生活方法其他につき救済策を講じてゐるが、差し当り豪雨の犠牲となつた八名の骸は遺族や親戚、村人によつて、同情の涙の中に野辺の送りが行はれ、奔馬の如き濁流も納り、元の静寂な村に帰つたが、倒壊した家屋や土砂に埋つた水田は、水禍の惨状をとめてゐる。水魔の犠牲者と被害状況は次の通り(以下略)

この水害の記録については、小瀬村初男編『玉川河川水害史・昭和十六年七月小野地区の水害記録』(一九八九年発行)に詳細が掲載されていますので、その記述に従つてみていきます。

梅雨末期の豪雨で、横浜測候所(現横浜地方気象台)の記録では、七月十一日一〇・二mm、十二日一一・四・〇〇mmの降雨があつたと記録されており(気象庁ホームページ)、鳥屋村観測所の記録(津久井町史調査報告書『津久井町の気象』二〇一三年、相模原市)によると、記録表の天気・降水量などの記録は一切ないものの、備考欄の七月十二日の記録に、「午前三時頃～午後十一時十分まで雨。(雨量二〇・五mm) 午前中雨勢強、午後普通降、夕方六時三十分頃より次第に強まり八時頃より豪雨。十時頃より衰え始め、十時四十分小雨となる。」という記載(備考欄は、付録CD・ROMに内蔵)があるので、丹沢の北部と南東部の違いはあるものの、同程度以上の降雨があつたものと推測されます。ちなみに、横浜測候所の七月十二日の一一・四・〇〇mmは、一八九七年～二〇二四年の一二七年間の記録の中で、七月の一日の降水量としては第九位の降水量であり、同じ昭和十六年七月二十二日の台風第八号による降水記録一五六・三mmが第三位の記録となっています(七月二十一日鳥屋村備考欄では雨量四七五・〇mm)。別の地域の記録にはありませんが、大変な降水量があつたことがわかります。

2 玉川の流路について、水害となる前提条件

現在の玉川は相模川に注いでいますが、これは河川改修の結果によるもので、それ以前には、図1のとおり、南毛利村の南で大きく南に向きを変え、渋谷川や鈴川を合

流し、金目川と合流し金目川になります。さらに南下し、金目川は花水川と名前を変えて相模湾に注ぎます。現在の厚木市・伊勢原市・平塚市の境界付近を流れ、平塚市中央部を通って相模湾に注いでいました。地形図からわかるとおり、中・下流部は、多くの河川が集まり、傾斜の少ない土地を蛇行して流れているため、水害が発生しやすく、「あばれ川」と呼ばれていたといえます。水はけも悪く、金目川の支流の歌川の「うた」は、泥田・湿地のことを言い、そこを流れる川であることにちなむ（『角川日本地名大辞典 一四 神奈川県』）とされます。そういった水害に苦しむ土地柄から、中郡（明治二十九年（一八九六）に大住郡と海老原郡が合併して成立した郡）においては、湿地を乾田にするための排水路の整備など耕地整理事業が熱心に取り組み、農政上の先進地となっていました（『神奈川県勢誌』）。

もう一つ水害を発生させた要因に、関東大震災の影響があります。関東大震災の震源地の一つに丹沢があること、丹沢山中で多くのがけ崩れ、土砂崩れが発生しました。その土砂が川水と共に流れ下り、中流域に堆積します。河床が上がり、天井川が形成されていきます。『玉川河川水害史』の中で小瀬村さんが、大山山系の崩壊地復旧事業について、多くの図面を掲載して説明している理になります。

昭和十五年（一九四〇）の「玉川沿岸用排水改良費予算説明」という書類（昭和十五年度『参事会議案原稿』神奈川県立公文書館蔵）の中で、「玉川は、愛甲郡の南部及び中郡東半部の広大な耕地の排水幹線水路なるも、稀に見る天井川にして、洪水時に際しては忽ち氾濫、溢水し」と書かれています。ここでは、関東大震災による土砂崩れで発生した土砂が、下流に流れ下り天井川という状

態を発生させていたことを確認しておきます。

3 県の河川改修工事について

それでは、神奈川県による河川改修工事について見ていこうと思いますが、小瀬村さんの『玉川河川水害史』に「玉川河川水害史年表」が付けられています。それを見ると、大正十二年（一九二三）九月一日の関東大震災を始めに、大正から昭和まで、多くの水害が発生しているのがわかり、昭和十六年以前にも繰り返し水害が発生していたことがわかります。この状況をみて、県も手をこまねいていたわけではなく、昭和十四年三月には「玉川沿岸用排水改良事業計画概要」を発表し、四月四日の臨時県会において、議決しています。

昭和十四年四月『臨時県会 議案 原稿』（神奈川県立公文書館蔵）により、「神奈川県玉川沿岸用排水改良事業計画概要」を見ていきます。

神奈川県玉川沿岸用排水改良事業計画概要

一 計画地域ノ現況

本地域ハ、相模川ノ右岸ニ位シ、北方ハ愛甲郡南毛利村長谷、愛甲、船子ノ三字及中郡相模川岡田ノ耕地ニ接シ、東方ハ相模川ニ面シ、南方ハ大野村・豊田村ノ丘陵畑ノ界トシ、西方ハ成瀬村・大田村・城島村ノ高台地ニ隣接スル、一望平坦ナル耕地ニシテ、其ノ地積二千二百余町歩ヲ算シ、之カ関係村ハ、愛甲郡南毛利村及中郡相模川村・神田村・成瀬村・大田村・城島村・豊田村・金田村・大野村ノ九ヶ村トス。一般的地勢ハ、北方ヨリ南方ニ向ツテ六百分ノ一乃至千分ノ一緩傾斜ヲ以テ低下スレドモ、地域ノ北方ニ位スル南毛利村及相模川村ノ一部ハ西方ヨリ東方ニ向ヒ、恩曾川ニ沿ツテ低下シテ本地域ノ耕地ノ状況ヲ観ルニ、其ノ大部分ヲ占ムル中郡ニ属スル耕地約二千町歩ハ、大正十二年九月一日ノ関東大震災後、全般的ニ耕地整理ヲ施行シタルモノナレドモ地域ノ中央ヲ縦貫スル玉川ノ断面狭小ナルノミナラズ、河床高ク、特ニ南毛利村地先ヨリ相模川合流点ニ至ル区間ノ堤防ハ沿線民家ノ屋根ヨリモ高キ状態ナルヲ以テ常時ニ於ケル排水充分ナラズ、加フルニ昭和三、四年及昭和十三年ノ如キハ一時ニ出水シ、堤防随所ニ於テ欠壊シ、農作物ノ被害甚大ナリシノミナラズ、人畜ノ被害モ亦大ナルモノアリ、為ニ折角多大ノ事業費ヲ投ジタル耕地整理ノ効果モ、未ダ充分ナラザル実情

ナリ、尚県ニ於テモ、同川ノ維持費二年々相当多額ノ経費ヲ要シツ、アリ

又、地域ノ北東部ヲ貫流シ、相模川村戸田地先ニ於テ相模川ニ合流スル恩曾川ハ相模川ノ河床低下ノ結果、年々河床ハ堀下ケラレ護岸欠壊シ、危険状態ヲ呈スルニ至レリ

加之南毛利村地先ニ於テ玉川欠壊セバ、其ノ氾濫水ハ地勢上直チニ恩曾川ニ集注スルヲ以テ、同川ハ排水不能トナリ、沿岸耕地ニ氾濫スル状態ナリ

以上ハ、主トシテ排水関係ニ付テ述べタルモ、用水ニ付テ現況ヲ観ルニ本地域ノ大部分ヲ支配スル昭和用水路ハ、愛甲郡妻田村反田地先ニ於テ中津川ヨリ取水シ、厚木町ノ耕地ヲ貫流シ、相模川岡田地先ニ於テ恩曾川ニ放流シ、再び八木間堰ニヨリ取水スルモノナルモ、排水路上ニ放流スル関係上、水位ノ損失ヲ来シ、為ニ排水上支障多カラザルノミナラズ、恩曾川ヲ堰上クル結果、沿岸耕地ノ湛水ヲ来シ、玉川ノ氾濫水集中スル場合ハ堰ノタメ排水能力ヲ阻害シ、被害ノ倍加スル実情ナリ

玉川ハ、上流玉川村及南毛利村地内ニ於テ沿岸耕地ノ灌漑ニ利用セラルルモ、渇水時ハ之カ用水ニモ幾分不足ヲ来スル状態ニシテ、中郡地内ニ入りテハ殆ト流水ナク、依テ常時ニ於テハ灌漑水トシテ利用セラレズ、単ニ排水専用ノ水路ナリ

本地域ノ灌漑排水ノ状況ハ以上ノ如クニシテ、之カ耕地ノ被害ヲ調査セルニ平均一ヶ年間ノ被害高米約千八百石ニ達ス

（以下略「二事業ノ目的及計画ノ説明」）

と、書かれています。

「その大部分を占むる中郡に属する耕地約二千町歩は、大正十二年九月一日の関東大震災後、全般的に耕地整理を施行したるものなれども、地域の中央を縦貫する玉川の断面狭小なるのみならず、河床高く、特に南毛利村地先より相模川合流点に至る区間の堤防は沿線民家の屋根よりも高き状態なるを以て常時における排水充分ならず」と天井川になっている問題点を指摘しつつ、

「相模川村戸田地先において相模川に合流する恩曾川は、相模川の河床低下の結果、年々河床は掘り下げられ護岸欠壊し、危険状態を呈するに至れり。しかのみならず、南毛利村地先において玉川欠壊せば、その氾濫水は地勢上直ちに恩曾川に集注するを以て、同川は排水不能となり、沿岸耕地に氾濫する状態なり」と、恩曾川の河床低下を指摘し、玉川の決壊が合わされば、沿岸耕地に氾濫

すると指摘、まさに昭和十六年（一九四一）七月の水害の状況を予言しているとは思えない内容です。これが書かれたのは、昭和十四年四月の県会臨時会への提出資料です。

これらを踏まえた上での神奈川県の出した結論は、「排水の根本的改善を図ると共に、これに関連する用水幹線の一部をも改良し、以て灌漑排水による年々の被害を除去し、生産の安全を期し、既に施行済の耕地整理事業の効果を挙げる」とし、「排水被害の原因をなす玉川を、日向川合流点より下流約六〇〇mを起点として、これを改良、南毛利村上愛甲地内の茱萸田橋の上流約一〇〇mの地点より、南毛利村愛甲地内の耕地の中央部低所を東方に向かい、小田原急行鉄道を横断して、既設の排水路を拡張利用して、中郡相川村八木間地先において恩曾川に合流せしめ、以下大体恩曾川を拡張改良して、相川村戸田地先において相模川に合流せしめんとするもの」で、要するに、玉川を恩曾川に合流させて、相模川の支流に改変するというスケールの大きな河川改修の計画になっています。内容的には大規模な河川改修であるにもかかわらず、県は河川改修工事という表現を一度も使っていません。計画概要の表題にあるとおり、「玉川沿岸用排水改良事業（工事）」という表現で統一しています。計画概要の中に書いてあるとおり、「本地域の耕地の状況を観るに、その大部分を占むる中郡に属する耕地約三千町歩は、大正十二年九月一日の関東大震災後、全般的に耕地整理を施行したるものなれども、折角多大の事業費を投じたる耕地整理の効果も、未だ充分ならざる実情なり」として、中郡での耕地整理の実績を挙げるためには、玉川の河川改修が必要であり、耕地整理事業を補完する形で事業展開が望ましいものとなり、そのため、河川改修工事という言葉を使

わず、あくまでも農政サイドの耕地整理に係る用語の「用排水改良事業」という表現で統一したものと考えられます。新たに河川改修という話になると、土木サイドの河港課等の事業の位置づけになる可能性があり、農政サイドの耕地課所管の事業として遂行したいという意識があったものと思われま

4 中郡の耕地整理事業

それでは、ここで少し、中郡の耕地整理事業について触れておきます。耕地整理とは、在来の農地を区画整理して、用排水の利便性を向上させたり、通路を整備して目的の水田等に直接行けたり、牛馬耕や農業機械による作業が能率的に行えるように区画割を変更することを言います。古くは、明治五年（一八七二）に始まった静岡式と言われる「畦畔改良」と、明治二十年に始められた石川式と呼ばれる「田区改正」がありましたが、明治三十二年（一八九九）に法制化され、「耕地整理法」が成立し、翌明治三十三年に施行されています。今では「区画整理」というと都市計画の手法と見なされていますが、当初は、耕地整理という農政サイドの手法として磨かれ、関東大震災の際の震災復旧のための手法として確立しました。そのため都市計画の手法というイメージですが、元は耕地整理のために編み出された手法です。

神奈川県における耕地整理事業の始めは、明治三十六年十月に豊田村（平塚市）の有志福井準造の発起で約四八町歩の耕地整理を行ったのが最初とされています（『神奈川中郡勢誌』）。その後も耕地整理事業は広範囲で行われるようになり、大正十一年（一九二二）には耕地整理組合の設立数が一三を数えるまでになりましたが、関東大震災で烏

有に帰しました。そこで既存の耕地整理組合役員は、各町村有志と共に被災耕地の復旧を企て、国・県からの補助を得て復旧工事に専念し、昭和五年（一九三〇）までにほとんどが完成したとい

その間に、理想的な耕地整理推進の機運を醸成するため、大正十四年十一月、中郡耕地整理組合協会を結成し、昭和二年には神奈川県耕地協会に改称します。中郡が耕地整理事業をリードしていたと言えると思います。そんな形で進行していた耕地整理事業を補完するために、玉川沿岸用排水改良事業は計画されたわけです。

5 事業計画案の予算額

それでは、昭和十四年『臨時県会議案原稿』（神奈川県立公文書館蔵）により、予算措置の状況をみてい

「昭和十四年度玉川沿岸用排水改良費収支計算書」によると、昭和十四年度から十九年度までの六年間の工事期間を見込み、総予算額八九五、〇〇〇円、国庫補助三四〇、〇〇〇円、県費補助三三一、二五〇円、地元負担金二三三、七五〇円と記載されて

年度	支出額	収入額	繰越金
昭和十四年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
昭和十五年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
昭和十六年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
昭和十七年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
昭和十八年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
昭和十九年度	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	九〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）
（全額算入八五、〇〇〇円・国庫補助三三、七五〇円・県費補助三三一、二五〇円・地元負担金二二三、七五〇円）

図2 昭和14～19年度玉川沿岸用排水改良費収支計算書
『昭和14年4月臨時県会議案・諮問案原稿』 神奈川県立公文書館蔵

います。初年度の昭和十四年度のみ（一一〇、〇〇〇円）は、県費と地元負担金が半分ずつで、五五〇〇〇円ずつ、それ以降は国庫補助が入る形で試算されています（図2）。

「昭和十四年三月二十四日、総務部長査定二依り、前項ノ県費単独事業中、事業費拾万円ニ対シ、用排水改良事業トシテ国庫補助金五万円（五割）ヲ受クルモノトスルコトニ決定ス、耕地課ニ於テハ、将来右国庫補助ヲ受クヘク努力スルモノトス」と注記されており、財源の当てもある程度メドがついていたことが伺われます。

この県会議案が提出されたのは、昭和十四年（一九三九）四月四日の臨時県会になります。そして議決されています。議決後の動きはどうだったのでしょうか。具体的な動きを立証する資料は見当たりませんが、『玉川河川水害史』によると、昭和十四年度に着工されたようですが、流末にあたる相川村（厚木市）では中津川・小鮎川・恩曾川の氾濫で苦しんでおり、この上、玉川の流末を受け入れるのは難しいと反対の立場をとっていたといえます。十四・十五年度はかばかしく進行してはいなかったことが考えられます。

そこに、昭和十六年七月の水害です。一気に流れが変わります。八名もの死者を出したことにより、水害を取り除くことが最優先とされ、さらに七月二十二日の台風第八号が関東・東北を直撃するという被害が重なり（『神奈川県新聞』昭和十六年七月二十五日付）、七月三十日付の『神奈川県新聞』によると、「大矢村長が村民を代表し、石川県議の案内で、内務省へ陳情することになった」と伝えていきます。また、県側も水害対策協議会実施計画をまとめ、各水害市町村別に映画会と村の主だった人を集め水害対策協議会を、八月中旬に依知

村・中津村・三田村・荻野村・南毛利村・玉川村の六か村で開催するなど、水害除去工事に対するコンセンサスの醸成を図っています。

6 玉川河川改修工事・土地改良工事完成の祝賀と記念碑

玉川河川改修工事自体は昭和二十一年四月頃に完成していたといいますが、土地改良工事の換地処分等が終了したのが昭和二十八年二月になったため、昭和二十八年四月に両事業の完成を祝う祝賀式と記念碑の除幕式が開かれました。その記念碑の記載内容を掲載しておきます。

玉川河川改修記念碑 大矢太吉書

本村小野部落ヲ貫流スル玉川河川ハ、関東震災以来上流山岳部ヨリ土砂ノ流出ヲウケ、河床ハ年々上昇シ、且河川巾狭ク、屈曲極メテ多カリシタメ、出水毎ノ被害ハ堤塘ノ決潰、耕地ノ流失等甚大ナリキ、恰モ昭和十六年七月十二日夜半ノ水禍ハ最モ大ニシテ、堤防ハハケ所ニ於テ決潰セラレ、沃地五十町歩ハ一瞬ニシテ流埋没シ、村民必死ノ水防作業モ遂ニ空シク、家屋二十余棟ヲ没イ、尊イ八名ノ水難犠牲者ヲ出サシメタリ

コ、ニ於テ本村ハ愈々玉川河川ノ改修ヲ実施スルコト、ナリ、大矢村長ヲ始メ議員有志等、河野代議士、石川県議等ノ



図3 玉川河川改修記念碑
高153cm・幅57cm
厚木市小野2287番地所在

協力ヲ得テ、各方面ニ改修工事ノ実施方ヲ運動、船戸農水所長及ヒ各関係者ノ絶大ナル尽力ニヨリ河川改修事業ハ総工費五拾五万円也ヲ以テ、昭和十七年一月、県営工事トシテ着工セラレタリ、コレニ併行シ、沿岸五十町歩ヲ地区トスル耕地整理組合ヲ設立シ、区画整理、暗渠排水、客土等土地改良工事ヲ施行シテ、水害ノ除去ト食糧増産ニ努メタリ、タマノ太平洋戦争ニ禍ヒセラレ、労力、資材ノ不足ハ本工事ニ大支障ヲ招来セルモ、軍隊ノ協力、学徒ノ動員、更ニハ地元部落民ノ一致団結ノ勤労作業ハヨクコレヲ悪条件ヲ克服シ、昭和廿一年四月河川改修ヲ完了セシメ、昭和廿三年三月、総工費七拾五万円、用水取入工式貳百万円ノ耕地事業ヲモ完成セシメタリ、其間三橋耕地整理組合長以下役員諸氏ノ勞モ亦洵ニ大ナリ

昭和廿八年二月、耕地ニ係ル換地処分認可ノ登記ヲ了シ、茲ニ両工事ノ完成ヲ記念シテ碑ヲ建立スルモノナリ

維時 昭和廿八年四月八日 設立者 玉川村

細かい所、工事の着工の日付や総工費などに齟齬が見られますが、大体の流れが把握できるものになります。そして、玉川村村民にとっては、この碑の名称が重要だったのではないかと感じています（図3）。「玉川河川改修記念碑」、県側の言い分がどうあったとしても、玉川の河川改修工事であったことが村の記録により明らかにされたわけです。こうして、玉川は、金目川（花水川）の支流から離れ、相模川の支流として確立したわけです。中郡相川村が、市町村合併の中で、厚木市に入る決断をしますが、この流路変更の影響があったのではないかと考えています。

厚木市史たより 第32号

令和七年（二〇二五）三月一日発行

編集 厚木市文化魅力創造課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町三ー一七ー一七

電話 〇四六・二二五・二〇六〇

FAX 〇四六・二二三・〇〇四四

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しております。